

関係業団体の長 様

西条市役所 財務部契約課長

委託業務関係提出書類及び入契関係書類の取り扱いについて（通知）

日頃は西条市の建設行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、委託業務における受発注者の業務効率化を図るため、委託業務関係の提出書類について内容を整理し、併せて契約及び委託業務関係提出書類への押印廃止について、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴協会員（組合員）に対する周知をお願いします。

記

1 通知内容

(1) 委託業務関係提出書類一覧表及び参考様式について

主に測量業務、設計業務及び地質土質調査業務における提出書類の種類や提出要否及び提出時期等を一覧表に整理しました。

※詳細は別添資料 1 をご参照ください。

(2) 委託業務関係提出書類の押印廃止

受注者側から提出する委託業務関係書類への押印（※ 1）は、原則廃止します。（設計業務及び地質土質調査業務に関する照査報告書を除く）

(3) 入札・契約関係書類の取扱い変更等

ア 押印廃止について

別添資料 2 の提出書類について、押印を廃止します。

イ 提出書類の取扱い変更について

(ア) 課税事業者届出書

不要とします。ただし、免税事業者から提出する「免税事業者届出書」は従前どおり必要です。

(イ) 契約の締結申出書

不要とします。

(※ 1) 押印とは、社印、代表者印、管理技術者等印などをいう。

2 適用日

令和 3 年 6 月 1 日以降に契約する委託業務を対象とします。

ただし、令和 3 年 4 月以降の既契約分についても対応可とします。

3 その他

押印しないことを強制するものではないため、従前どおり押印された書類も受付します。押印を求めない書類については、担当者が責任をもって内容確認を行った上で提出してください。

委託業務関係提出書類一覧表につきましては、市ホームページに掲載予定です。参考様式等もホームページからダウンロードして使用できますのでご活用ください。

<お問合せ先>

西条市役所 財務部 契約課 0897-56-5151（代）